

イギリスにおけるデータ保全及び調査権限法の制定 —EU データ保全指令の無効裁定を踏まえて—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
行政法務課 今岡 直子

【目次】

はじめに

I 2014 年法の概観

II 2014 年法をめぐる動向

1 通信傍受に関する国内外の動向

2 2014 年法の審議と成立

III 通信データの保全について

1 EU データ保全指令とその国内実施法

2 欧州司法裁判所による EU データ保全指令の無効裁定

3 2014 年法第 1 条、第 2 条

4 2014 年データ保全規則の制定

IV 調査権限について

1 2000 年法

2 2014 年法第 3 条～第 7 条

おわりに—今後の展望—

翻訳：2014 年データ保全及び調査権限法

はじめに

2014 年 7 月 17 日に、イギリスにおいて、2014 年データ保全及び調査権限法（Data Retention and Investigatory Powers Act 2014 (c.27)、以下「2014 年法」という。）が女王の裁可を得て制定された。全 8 か条から構成されるこの法律は、継続的で深刻な組織犯罪と拡大しつつある国際テロの脅威に対処することを目的とし、一定の重要な調査権限に関する法的枠組みを明確にするために立法された⁽¹⁾。この立法の直接の契機となったのは、欧州連合（European Union: EU）司法裁判所のうち、最高裁判所に相当する欧州司法裁判所（Court of Justice）が、2014 年 4 月 8 日に、データ保全について規定する EU 指令を無効とする先決裁定を下したことである（EU 指令、裁定等については III 2 で述べる。）。

この裁定の 3 か月後、イギリス政府は、犯罪捜査と公衆の保護のためには、イギリスの法執行機関と情報機関が、通信データにアクセスできる能力を維持することが必要であるとの見解を示した。そして、緊急立法（emergency legislation）⁽²⁾ とすることについて超党派

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2015 年 5 月 15 日である。

(1) *Data Retention and Investigatory Powers Act 2014: Explanatory Notes*, p.1. (<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2014/27/notes/data.pdf>)

(2) 緊急立法（emergency legislation）の明確な定義付けは困難であるとされるが、両院において非常に早く決議されるという運用を示すものである。緊急事態に即応するための法案という意義と混同されるおそれがあるため、“rapid legislation”, “fast-track legislation” など他の名称も検討されている。House of Lords Select Committee on the Constitution, *Fast-track Legislation: Constitutional Implications and Safeguards*, 15th Report of Session 2008–09, HL.116–I, Vol. I, 7 July, 2009. (<http://www.publications.parliament.uk/pa/ld200809/ldselect/ldconst/116/116.pdf>)

的な合意がなされ⁽³⁾、2014年法は、わずか4日間の審議により議会上下両院で可決された⁽⁴⁾。

また、テロへの警戒が高まる中、2015年2月12日に制定された2015年対テロリズム及び安全保障法 (Counter-Terrorism and Security Act (c.6)) により、2014年法は一部改正された (Ⅲ 3(1))。

本稿では、法律全体を概観し (Ⅰ)、2014年法をめぐる動向 (Ⅱ) を紹介した後、法律の柱である「関連通信データの保全 (Retention of relevant communications data)」及び「調査権限 (Investigatory powers)」について、従前の規定、背景、改正動向等を踏まえ、順に解説する (Ⅲ及びⅣ)。その後、今後の展望について述べる (「おわりに—今後の展望—」)。

I 2014年法の概観

2014年法は、主に次の2つの柱で構成される。

第1の柱は、「関連通信データの保全」に関するものであり、これを第1条、第2条を中心に規定している。ここでは、国务大臣が公衆電気通信管理者に対して通信データの保全を要求できることや、その手続、要件等を示している。

第2の柱が、通信傍受、通信データの取得等の「調査権限」に関する内容であり、これを第3条～第7条を中心に規定している。これらの規定は、2000年調査権限規制法 (Regulation of Investigatory Powers Act 2000 (c.23)、以下「2000年法」という。)⁽⁵⁾ 第1章が定める通信傍受令状などがイギリス国外の電気通信役務提供者⁽⁶⁾ に対しても有効であることを明記している。

なお、緊急立法としての性格に鑑み、最終規定である第8条において、同法が2016年12月31日に廃止されるという、いわゆるサンセット条項が設けられている。

II 2014年法をめぐる動向

1 通信傍受に関する国内外の動向

欧州司法裁判所の無効裁定が2014年4月8日に出された後 (Ⅲ 2)、同年7月10日の法案提出まで、この問題に関して、政府は特に大きな動きを見せなかった。

一方で、法案の提出の直前に、次のような訴訟が提起されており、緊急立法の背景となったと指摘されている。すなわち、リバティ、プライバシー・インターナショナル、アムネスティをはじめとする複数のNGOが2014年7月8日に調査権限行政審判所 (Investigatory Powers Tribunal) に対して不服申立てを行った。これらの団体は、エドワード・スノーデン (Edward Snowden) 元CIA職員が開示した情報に基づき、次の2つの疑惑について、これらの内容が欧州人権条約 (Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental

(3) Philip Ward, “The Data Retention and Investigatory Powers Bill,” *House of Commons Library Standard Note*, SN/HA/6934, 16 July 2014, p.2. (<http://www.parliament.uk/briefing-papers/SN06934.pdf>) ; Patrick Wintour et al., “David Cameron makes concessions to rush through snooping law,” *Guardian*, 10 July 2014. (<http://www.theguardian.com/world/2014/jul/10/david-cameron-concessions-snooping-law-surveillance>)

(4) *Bill stages: Data Retention and Investigatory Powers Act 2014*. (<http://services.parliament.uk/bills/2014-15/dataretentionandinvestigatorypowers/stages.html>)

(5) 横山潔「イギリス「調査権限規制法」の成立—情報機関等による通信傍受・通信データの取得等の規制—」『外国の立法』no.214, 2002.11, pp.47-129. (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000526_po_21402.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)

(6) “telecommunications service provider” について、同上では、「電気通信業者」と訳されていたが、本稿では、「電気通信役務提供者」と訳すこととする。

Freedoms) に反していることを主張している⁽⁷⁾。

- ① アメリカにサーバーがある Google、Yahoo、Facebook、Twitter 等を経由したイギリス在住者の通信データを、正式な法的枠組みが存在しないにもかかわらずイギリス当局がアメリカ当局から受け取っているとする「プリズム計画」疑惑
- ② 海底の光回線経由で国外に出るデータを、イギリス当局が無差別に傍受しているとする「テンポラ計画」疑惑

イギリス内務省安全保障及び対テロリズム局長のチャールズ・ファー (Charles Farr) 氏は、①のプリズム計画の存在については認めたが、政府通信本部 (Government Communications Headquarters: GCHQ) が得た情報を他の情報機関に回付しているかについて、肯定も否定もしていない。②については、安全保障上の理由から肯定も否定もしないという対応を取った上で、仮にテンポラ計画が存在するとしても 2000 年法により適法であるとした⁽⁸⁾。また、政府は、この審判で主張が認められなかった場合であっても、同様の通信傍受の運用等を維持するために 2014 年法案を提出したとする見解もある⁽⁹⁾。

2014 年 12 月 5 日及び 2015 年 2 月 6 日、調査権限行政審判所は、プリズム計画及びテンポラ計画は原則的に適法であると裁決した。もっとも、最初の裁決が示された 2014 年 12 月 5 日以前はこうした情報収集を行うに当たっての基準が公開されていなかったという点において、欧州人権条約第 8 条 (私生活及び家族生活が尊重される権利) 及び第 10 条 (表現の自由) に違反していたことを指摘した。⁽¹⁰⁾

2 2014 年法の審議と成立

2014 年 7 月 9 日の夜に、労働党のトム・ワトソン (Tom Watson) 下院議員⁽¹¹⁾ が、「月曜日 (7 月 14 日) に議会で何か悪いことが起きそうだ。」と twitter 上でつぶやいた⁽¹²⁾。こうした野党議員の行動を警戒し、翌日の 7 月 10 日、デビッド・キャメロン (David Cameron) 首相は、法案の公表を早める⁽¹³⁾ とともに、2014 年法の法案提出に至った経緯として、次の 2 つの動向を踏まえたことを表明した⁽¹⁴⁾。

第 1 に、欧州司法裁判所による EU データ保全指令を無効とする先決裁定である。キャメロン首相は、この裁定により、インターネット会社又は電話会社が法的問題が生じるの

(7) “Security Services held to account over blanket surveillance in open court for the first time,” 14 July 2014. Liberty Website <<https://www.liberty-human-rights.org.uk/news/press-releases/security-services-held-account-over-blanket-surveillance-open-court-first-time>>

(8) Richard Norton-Taylor, “Why ‘neither confirm nor deny’ has become untenable for British spies,” *Guardian*, 15 July 2014. <<http://www.theguardian.com/commentisfree/2014/jul/15/neither-confirm-nor-deny-british-spies-edward-snowden-revelations>> また、そもそも Google、Facebook、Twitter 等の通信は、「外部通信 (external communication)」(イギリス諸島外へ送信され、又はイギリス諸島外で受信された通信 (2000 年法第 20 条)) に該当し、個別の令状なく適法に通信傍受等が行えるとファー氏は主張している。

(9) Shami Chakrabarti, “The DRIP effect,” 14 July 2014. Liberty Website <<https://www.liberty-human-rights.org.uk/news/blog/drip-effect>>

(10) Liberty & Others vs. the Security Service, SIS, GCHQ, IPT/13/77/H, 5 December 2014. <http://www.ipt-uk.com/docs/IPT_13_168-173_H.pdf> ; Liberty & Others vs. the Security Service, SIS, GCHQ, IPT/13/77/H, 6 February 2015. <http://www.ipt-uk.com/docs/Liberty_Ors_Judgment_6Feb15.pdf>

(11) なお、ワトソン議員は保守党議員とともに、2014 年法と欧州人権条約第 8 条 (私生活及び家族生活が尊重される権利) 並びに EU 基本権憲章 (The Charter of Fundamental Rights of the European Union) 第 7 条 (私生活及び家族生活の尊重) 及び第 8 条 (個人情報保護) の両立性について、高等法院へ審査請求を行い、2014 年 12 月 8 日には、その請求を審査するための許可申請が認められた。

(12) Tom Watson (@tom_watson), “Something terrible could be happening[sic] in Parliament on Monday and I need your urgent attention.” 2014 年 7 月 9 日 12 時 51 分のツイート <https://twitter.com/tom_watson/status/486960916370837505>

(13) ロンドンスクールオブエコノミクス (LSE) の Andrew Murray 教授から 2014 年 9 月 22 日に聴取した内容に基づく。

(14) Ward, *op.cit.*(3)

をおそれ、営業上の理由がない限り、通信データを消去し始め、その結果、捜査に深刻な影響が出るのを憂慮していた。捜査では、証拠を集めるため、過去に遡ってデータを収集する必要があるからである。

第2に、インターネット会社及び電話会社から、通信傍受を行う法執行機関や情報機関に協力する法的枠組みを明確にしてほしいとの要求があったことである。これは、通信傍受令状に基づき、通信データの内容にアクセスする権限に関するものである。

労働党や自由民主党がこの法案の成立に応じたのは、次のような譲歩⁽¹⁵⁾を保守党から引き出したことが大きいといわれる。それは、①2016年末で効力を失うサンセット条項を設定すること、②2016年までに2000年法の見直しも行うこと、③管轄を超えてデータを共有するための国際的合意形成についてアメリカ政府と討議すること、④アメリカのプライバシー・市民的自由監視会議（Privacy and Civil Liberties Oversight Board）⁽¹⁶⁾型組織を設置し、対テロ政策の制定に当たって市民的自由が考慮されるようにすること⁽¹⁷⁾、⑤通信データの取得を要求できる機関の数を制限すること、⑥監視権限の運用に関して従来よりも公開性の高い年次報告を公表すること、である。

2014年法案は2014年7月14日に下院の第一読会に付され、翌15日には第二読会から第三読会までの下院における審議過程を終え、上院に回付された。上院における審議も迅速で、7月16日に第一及び第二読会が行われ、翌17日に第三読会が終了し、その日の内に女王裁可を受けて法律として制定された。2014年法は保全された通信データの開示に係る細則を除き、制定当日に施行された。法律施行のための費用負担概算は、840万ポンドであるとされる⁽¹⁸⁾。

III 通信データの保全について

1 EUデータ保全指令とその国内実施法

2014年法の定める通信データの保全に関しては、従来から「公衆電子通信サービスの提供に関して処理されるデータの保全及び2002/58/EC指令の改正に関する欧州議会及び理事会の指令（2006/24/EC、以下「EUデータ保全指令」という。）」⁽¹⁹⁾が、電子通信サービスの利用により処理される情報を、法執行の目的で利用するに当たって必要な手続について規定している。

EUデータ保全指令は、公的通信サービス又は公衆通信ネットワークのプロバイダにより生成された一定のデータを保全するための対応を、EU構成国間において調和させるこ

(15) Prime Minister's Office, 10 Downing Street and Deputy Prime Minister's Office, "PM and Deputy PM to announce emergency security legislation," *Press release*, 10 July 2014. <<https://www.gov.uk/government/news/pm-and-deputy-pm-to-announce-emergency-security-legislation>>

(16) 対テロを名目とした連邦政府の行動が、市民的自由を侵害していないかどうかを監視するためのアメリカの組織。宮田智之「米国におけるテロリズム対策—情報活動改革を中心に—」『外国の立法』no.228, 2006.5, p.65. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000366_po_022804.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

(17) 2015年対テロリズム及び安全保障法第46条に基づいて、プライバシー・市民的自由会議（Privacy and Civil Liberties Board）が設置され、テロリズム法制の独立審査官を補佐することとなった。

(18) *Data Retention and Investigatory Powers Bill: Explanatory Notes*, 16 July 2014. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/bills/lbill/2014-2015/0037/en/15037en.htm>>

(19) "DIRECTIVE 2006/24/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 March 2006 on the retention of data generated or processed in connection with the provision of publicly available electronic communications services or of public communications networks and amending Directive 2002/58/EC," *Official Journal of the European Union*, L105, 13.4.2006, pp.54-63. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32006L0024&from=en>>

とを目的とする。そして、EU 構成国の各法律により規定された、組織犯罪、テロリズム等の重大な犯罪を防止し、調査し、捜査し、又は起訴するために、これらのデータを利用することを目指している（EU データ保全指令第 1 条第 1 項）。上述のプロバイダに対しては、受信契約者や利用者を識別するのに必要なデータ並びに法人及び自然人のデータ通信量及び位置データを保全することを義務付けているが、通信内容及び閲覧した情報の保全は、禁止されている（同条第 2 項）。

そして、保全したデータの利用と個人の権利利益の保護を両立させるために、主に次の 3 つの側面からの制限がある。

- ① 保全されたデータを利用することができるように、その目的を明確に定めるとい
う制限
- ② 保全の対象となるデータについて、保全の必要があるデータの種別を制限
- ③ 保全期間の制限（6～24 か月の間）

イギリスでは、EU データ保全指令を国内法化し、実施するために、2009 年データ保全（EC 指令）規則（The Data Retention (EC Directive) Regulations 2009 (S.I.2009/859)、以下「2009 年規則」という。）が制定され、2009 年 4 月 6 日から施行されていた⁽²⁰⁾。なお、イギリスでは、データの保全期間は、12 か月と規定されていた（同規則第 5 条）。

2 欧州司法裁判所による EU データ保全指令の無効裁定

(1) 経緯

2012 年 6 月 11 日にアイルランドの高等裁判所（Ard-Chúirt）が、2012 年 12 月 19 日にオーストリアの憲法裁判所（Verfassungsgerichtshof）が、それぞれ EU 運営条約（Treaty on the Functioning of the European Union）第 267 条に基づいて、欧州司法裁判所に先決裁定（preliminary ruling）を求めた。先決裁定とは、EU 構成国の国内裁判所が、欧州司法裁判所に EU 法の条文解釈等についてあらかじめ裁定を求める手続で、国内裁判所は、その裁定に基づき、事件を処理する⁽²¹⁾。本件において、2 つの裁判所から求められたのは、EU データ保全指令の有効性について、EU 基本権憲章（The Charter of Fundamental Rights of the European Union）第 7 条（私生活及び家族生活の尊重）、第 8 条（個人情報保護）等の観点から判断することであった。これらの案件は併合して審理され、2014 年 4 月 8 日に、欧州司法裁判所は、EU データ保全指令を無効とする先決裁定を下した。⁽²²⁾

(2) 欧州司法裁判所が認定した事実と裁定の内容

まず、欧州司法裁判所は、保全されたデータにより、①受信契約者や登録利用者と通信した個人の身元、②通信が行われた地点や時刻、③一定期間の通信頻度を把握することが可能となるが、これらは、私生活に極めて深い関係があるとした。そして、EU データ保全指令は、これらのデータの保全を要求し、所管する国家機関によるアクセスを可能とするため、私生活の尊重及び個人情報の保護に関する基本的権利へ干渉するものであるとの見解を示した。さらに、受信契約者や登録利用者には知らせることなく、保全されたデータ

(20) *The Data Retention (EC Directive) Regulations 2009*. <http://www.legislation.gov.uk/uksi/2009/859/pdfs/uksi_20090859_en.pdf>

(21) 先決判決とも訳される。（中西優美子『法学叢書 EU 法』新世社、2012、pp.239-253；庄司克宏『新 EU 法 基礎篇』岩波書店、2013、pp.141-149.）

(22) Case C-293/12 and C-594/12, ECLI:EU:C:2014:238, 8 April 2014. Curia Website <<http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=150642&pageIndex=0&doclang=en&mode=req&dir=&occ=first&part=1&cid=58707>>

を使用することは、人々に、常に監視されているような圧迫感を与えることとなるとした。

そこで、欧州司法裁判所は、EU データ保全指令による基本的権利への干渉が正当であるか否かを判断するために、次の表 1 に掲げるとおり、見解を示し、EU データ保全指令を無効であると裁定した。

表 1 EU データ保全指令と基本的権利に係る欧州司法裁判所の見解

<p>○基本的権利の尊重 EU データ保全指令で要求されるデータの保全は、私生活の尊重及び個人情報の保護に関する基本的権利に本質的な悪影響を与えるわけではない。なぜなら、当該指令は、通信の内容について把握するわけではなく、また、サービスプロバイダ及びネットワークプロバイダに対して、これらの基本的権利を一定程度尊重することを求めているからである。</p>
<p>○データ保全の必要性 所管する国家機関によるデータ保全は、公的利益、すなわち重大な犯罪の捜査に資することにもなり、最終的には公共の安寧に資することとなる。</p>
<p>○比例原則の遵守 EU データ保全指令の適用について、EU 加盟国各国の実施法が、比例原則[*]の遵守において課すことのできる限界を超えている。基本的権利の保護の重要性やデータ保全指令により生ずる権利侵害の程度を考慮すれば、EU 加盟国の立法における裁量権の範囲は狭められる。 EU データ保全指令によるデータの保全は、目的達成のために許容される必要最小限度でなければならず、データの保全から生ずる権利侵害は、次の 3 つの観点から、その限度を超えている。 ① EU データ保全指令は、いかなる例外もなく、包括的に、全ての個人、全てのデータ通信を対象としていること。 ② EU データ保全指令は、所管する国家機関のデータのアクセスについて基準を設けていないこと。とりわけ、データへのアクセスに先行して、裁判所や独立機関の審査を課していないこと。 ③ データの保全期間について、データの種類による区別を設けておらず、必要最小限度の期間に制限するための基準も示していないこと。</p>
<p>○悪用や不正アクセスに対する実効ある保護措置 EU データ保全指令は、悪用の危険や不正アクセスに対して実効性のある十分な保護措置について規定していない。とりわけ、サービスプロバイダがセキュリティ基準を決定する際に、経済的要素を考慮に入れることを許容しており、そして、データの保全期間が経過した後のデータの不可逆的な破棄を規定していない。</p>
<p>○独立機関による保護措置とセキュリティの遵守 EU データ保全指令が、EU 域内でのデータ保全を義務付けているわけではない。それゆえ、EU データ保全指令は、独立機関による保護措置やセキュリティについての十分な規定を行っていないが、これについては、EU 基本権憲章から明確に要求されている。</p>

※比例原則（比例性原則）とは、手段と目的の関係が均衡していることを求める原則で、EU 司法裁判所の判例法において、EU 法の一般原則の 1 つである。共同体規定を通じて実施される措置が、追求する合法的な目的を達成するために適当であり、かつ、それらを達成するのに必要なものを超えてはならないことを意味するとされる（中西優美子『法学叢書 EU 法』新世社、2012、pp.108-109; EU, “Glossary: Proportionality principle.” 〈http://europa.eu/legislation_summaries/glossary/proportionality_en.htm〉）。

（出典）Case C-293/12 and C-594/12, ECLI:EU:C:2014:238, 8 April 2014. Curia Website 〈<http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=150642&pageIndex=0&doclang=en&mode=req&dir=&occ=first&part=1&cid=58707>〉に基づき筆者作成。

3 2014 年法第 1 条、第 2 条

EU データ保全指令の無効が裁定されたことにより、イギリスにおけるその実施規則たる 2009 年規則はその基盤を失い、イギリス政府がデータを保全する権限を維持するためには、新たな根拠が必要となった。

そこで、2014 年法第 1 条及び第 2 条は、「関連通信データ（relevant communication data）」の保全に関して、国務大臣が保全を要求するための要件を規定し、さらに、保全通知の詳細、実務要綱等について国務大臣に新たな下位規則を制定する権限を与えた。

(1) 「関連通信データ」

国務大臣は、一定の目的に照らして、「関連通信データ」の保全の要求が必要であり、かつ、目的に比例したものであると判断した場合には、「保全通知 (retention notice)」により、公衆電気通信管理者⁽²³⁾に対して通信データの保全を要求することができる。

まず、国務大臣が公衆電気通信管理者に対して保全を要求する客体は、「関連通信データ」であり、「関連通信データ」とは、次の表2のとおり定義される。

表2 保全の対象となる「関連通信データ (relevant communications data)」

<p>「関連通信データ (relevant communications data)」とは、 イギリス内で公衆電気通信管理者が該当する電気通信サービスを提供する過程で生み出し、又は処理したもので、①又は②のいずれかのものをいう。</p>
<p>① 2009年規則の附則の中で言及された種類の通信データ</p> <p>(a) 固定電話について 発信元確認情報、受信先確認情報、通信日時、通信時間、通信の種類</p> <p>(b) 携帯電話について 発信元確認情報、受信先確認情報、通信日時、通信時間、通信の種類、使用された通信機器情報、通信機器の位置情報</p> <p>(c) インターネットアクセス、インターネットE-メール、インターネット電話について 発信元確認情報、受信先確認情報、通信日時、通信時間、通信の種類、使用された通信機器情報</p>
<p>② ①には該当しない「関連インターネットデータ (relevant internet data)」 次の(a)～(c)の全てに該当する通信データをいう。</p> <p>(a) インターネットアクセスサービス又はインターネット通信サービスに関連していること。</p> <p>(b) 通信の送信者又は受信者(個人だけでなく機器も対象とする。)に属するIPアドレス又はその他の識別子を識別し、又は識別を補助するのに利用できること。</p> <p>(c) 次に掲げるいずれにも該当しないデータであること。</p> <p>(i) コンピュータのファイル又はプログラムにアクセスし、又はそれらを実行することを目的として、インターネットアクセスサービスを通じて通信が送信された先のインターネット通信サービスを識別するのに利用できること。</p> <p>(ii) 公衆電気通信管理者が、通信を送信する者にインターネットアクセスサービスを提供する過程で生み出し、又は処理したものであること。</p>

(出典) Data Retention and Investigatory Powers Act 2014 (c.27), The Data Retention Regulations 2014 (S.I.2014/2042), Counter-Terrorism and Security Act (c.6) に基づき筆者作成。

2014年法成立当初は、表2中の①のみが「関連通信データ」に該当するとされていたが、2015年対テロリズム及び安全保障法第21条による改正で、②「関連インターネットデータ (relevant internet data)」も追加されることとなった(2014年法第2条第1項)。これは、通信業者が特定のIPアドレスを複数の利用者に使わせていた場合でも、特定の時間に利用した者又は機器が分かるデータも保全させるための規定である。

(2) 保全の目的

国務大臣が、公衆電気通信管理者に対して通信データの保全を要求するためには、2000年法第22条第2項(a)号～(h)号で列挙される1又は2以上の目的が必要である。その目的とは、(a) 国家の安全、(b) 犯罪の予防及び探知、(c) 連合王国の経済的繁栄、(d) 公共の安全、(e) 公衆衛生保護、(f) 収税等、(g) 心身への危害の阻止又は軽減、(h) その他国務大臣の定

(23) “public telecommunications operator”について、横山 前掲注(5)では、「公的な遠隔通信管理者」と訳されていたが、本稿では、「公衆電気通信管理者」と訳すこととする。

めた理由、である。これらは2000年法において、通信データを取得し、及び開示するための要件として列挙されたもので、同法の制定以降その内容は改正されず、2014年法の制定により、通信データ保全の要件となる目的としても適用されることとなった。

そして、2014年法第1条第2項により、保全通知には、特定の管理者との関係、全て又は特定のデータの保全要求、保全期間の指定、その他の関連する要求や制限等を含めることが規定された。なお、データを保全する期間は最長で12か月を超えてはならないとされ（2014年法第1条第5項）、2009年規則と同様の保全期間となった。

(3) 下位規則の制定

2014年法第1条第3項、第4項は、関連通信データの保全に関して、下位規則の制定権限を国務大臣に与えている。

4 2014年データ保全規則の制定

2014年法第1条第3項、第4項、第2条に基づき、2014年法の下位規則として、2014年データ保全規則（The Data Retention Regulations 2014 (S.I.2014/2042)）が制定され、一部の規定を除き、2014年7月31日から施行されている（同規則第1条）。

IV 調査権限について

1 2000年法

2000年法は、国家が次の事項の調査権限を行使するに当たり、人権の尊重を確保することを主要な目的とする。それは、①通信傍受、②通信データの取得、③居住用敷地上又は個人用車両への立入り監視、④通信システム管理の過程における内密の監視、⑤エージェント、密告者、諜報員等の内密の人的情報源の使用、⑥暗号化資料へのアクセス、である。そして、これらの調査権限に関して、2000年法は、権限を行使する目的、権限を行使できる機関、権限の行使を許可する者、取得される資料の利用、独立の司法監視、個人への救済方法を規定している。

2 2014年法第3条～第7条

2014年法第3条では、①傍受令状（国務大臣が発付）の発付理由と、②通信データの取得のための理由について、2000年法で列挙されたものの一つである「連合王国の経済的繁栄を保護する」という文言に要件が加重された。①傍受令状の発付理由には、「国家の安全の利益に関わると国務大臣に思われる状況」という要件が付加され、②通信データの取得のための理由には、「国家の安全の利益に関わる限り」という要件が付加されることとなった。

2014年法第4条は、2000年法が規定する調査権限のうち、①通信傍受、②通信データの取得という2つの事項の調査権限について、域外適用を明確にした。①通信傍受に関して、傍受令状の名宛人⁽²⁴⁾は、連合王国の外に居る者に対しても、傍受令状の写しを送付することが可能となり、また、②通信データの取得に関して、連合王国の外に居る者に対し

(24) 令状を申請するのは保安局（The Security Service: MI5）、秘密情報部（Secret Intelligence Service: MI6）、政府通信本部（Government Communications Headquarters: GCHQ）の長等である。これらの責任者は発付された令状の名宛人となり、令状の写しを関係機関に送達することで通信傍受の協力を要請することができる。

ても、当該データの取得のための通知を行うことが可能となった。政府は、従来の 2000 年法に基づく調査権限自体も域外適用が可能なものであり、2014 年法はそれを明確化するにすぎないとしている。もっとも、2009 年に内務省が刊行した資料は「イギリスの法域 (jurisdiction) 外にある海外企業は、2000 年法に基づいてデータ開示を求められることも、EU データ保全指令に基づいてデータ保全を求められることもない」と言明しており⁽²⁵⁾、域外適用について政府の見解は定まっていなかったといえる。

また、2014 年法第 5 条について、法律の説明文書は、「電気通信サービス (tele-communications service)」の定義が明確化され、「ウェブメール等」のインターネットサービスが想定されると説明する⁽²⁶⁾。もっとも、上下両院合同の情報・安全保障委員会が 2013 年に発表した報告書「諜報・情報機関による通信データへのアクセス」では、固定回線又は携帯電話のインフラを管理する事業者は、利用者へサービス (ツイッターやフェイスブック) を提供する事業者とは異なり、事業者間でデータをやり取りするにすぎず、その記録をほとんど保存していないことを指摘している。これらのことから、本改正により、後者のようなサービス提供事業者を電気通信役務提供者と位置付け、通信傍受や通信データの取得を要求する筋道をつけることが目的であるともいえよう⁽²⁷⁾。

2014 年法第 6 条では、通信傍受委員 (Interception of Communications Commissioner) による報告の頻度が増やされた。すなわち、2000 年法では、1 年ごととされていた報告書の刊行が、半年ごとに短縮された。

2014 年法第 7 条では、調査権限及びその規制の審査について規定された。国務大臣は、調査権限の運用と規制を、2006 年テロリズム法 (Terrorism Act 2006 (c.11))⁽²⁸⁾ に基づいて任命されたテロリズム法制の独立審査官 (Independent Reviewer) の審査に委ねなければならない。独立審査官は、2015 年 5 月 1 日までに審査を行い、審査後速やかに、首相宛てに報告書を送付する。

おわりに—今後の展望—

昨今、若いイスラム教徒を中心に「イスラム国」(Islamic State、以下「IS」という。)に渡航し、「聖戦士」として戦いに参加するという問題が、大規模なイスラム教徒人口を有する欧州各国を悩ませている。イギリス政府はイギリスにおける当該人数を 500 人と見積もっているが、イスラム教徒が数多く在住するバーミンガムを選挙区とし、イスラム教徒でもあるハリド・マフムー (Khalid Mahmood) 下院議員は、その数を 2,000 人とし問題の深刻さを訴えている⁽²⁹⁾。

IS で戦闘経験を積み、過激思想に染まったイスラム教徒が帰国し、テロリスト予備軍となるというシナリオが現実性を帯びる中、2015 年 2 月 12 日に制定された 2015 年対テロ

(25) Home Office, *Protecting the Public in a Changing Communications Environment*, April 2009, p.19. (https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/228726/7586.pdf)

(26) *op.cit.*(1), p.8.

(27) Intelligence and Security Committee, *Access to communications data by the intelligence and security Agencies*, February 2013, p.11. (https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/225120/isc-access-communications.pdf)

(28) 岡久慶「英国 2006 年テロリズム法—「邪悪な思想」との闘い」『外国の立法』no.228, 2006.5, p.82-112. (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000364_po_022806.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)

(29) Robert Mendick et al., “Muslim MP: 2,000 Britons fighting for Islamic State,” *Telegraph*, 23 November 2014. (<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/islamic-state/11248114/Muslim-MP-2000-Britons-fighting-for-Islamic-State.html>)

リズム及び安全保障法により、2014年法が改正され、同法で保全される通信データの対象として「関連インターネットデータ」が追加された（Ⅲ 3(1)）。

また、2015年1月7日にパリで発生したイスラム過激派による週刊紙「シャルリー・エブド」本社襲撃テロを受け、イスラム過激派によるテロ行為の呼び掛け行為がインターネット上でも頻繁に行われていることについても警戒が高まっている。

こうしたデータ通信により発生する危険性に対処するため、キャメロン首相は、2015年5月の総選挙後に、保全される通信データの対象をさらに拡大していく法改正を行うことを提案している⁽³⁰⁾。具体的には、2014年法では明示されていなかった、①通信データのコンテンツや、②暗号化された匿名性の高いデータが対象となる。

しかし、これらは、欧州司法裁判所の裁定によって、EU基本権憲章第7条（私生活及び家族生活の尊重）及び第8条（個人情報保護）に違反し無効であるとされたEUデータ保全指令ですら禁止されている内容である。私生活、プライバシー及び個人情報保護と深刻なテロ対策という双方に重要な利益の調整をいかに図るべきかについて、2014年法の今後の動向が注目される。

（いまおか なおこ）

(30) Nicholas Watt et al., “David Cameron pledges anti-terror law for internet after Paris attacks,” *Guardian*, 12 January 2015. <<http://www.theguardian.com/uk-news/2015/jan/12/david-cameron-pledges-anti-terror-law-internet-paris-attacks-nick-clegg>>

2014年データ保全及び調査権限法

Data Retention and Investigatory Powers Act 2014 (2014 CHAPTER 27)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 岡久 慶訳

【目次】

関連通信データの保全

第1条 安全策に従った上で関連通信データを保全する権限

第2条 第1条：補足

調査権限

第3条 令状を発布しデータを取得するための根拠

第4条 調査権限規制法第1章における域外適用

第5条 「電気通信サービス」の定義

第6条 通信傍受委員による半年ごとの報告

第7条 調査権限及びその規制の審査

最終規定

第8条 施行、適用期間、適用範囲及び簡略題名

[長文題名]

欧州司法裁判所⁽¹⁾における指令2006/24/ECを無効とする判決を受けて、特定の通信データ保全に関する以下のことのための規定を定める法律⁽²⁾；

2000年調査権限規制法第1章に基づいて、傍受令状の発布又は特定の承認付与若しくは通知を行う根拠を改正すること。

この法律の目的に照らして同章の域外適用及び「電気通信サービス」の意味について規定を定めること。

通信傍受委員による追加報告についての規定を定めること。

調査権限の運用及び規制の審査についての規定を定めること。

その他の関係する目的。

[2014年7月17日制定]

女王陛下は、現在の議会に参集した聖俗貴族及び庶民の助言と承認を得てこれにより、並びに同様の権能⁽³⁾により、この法律を次のように制定する。

(1) 原文では Court of Justice of the European Union (欧州連合司法裁判所) であるが、判決を下したのが欧州連合司法裁判所のうち、最高裁判所に相当する欧州司法裁判所 (Court of Justice) であるため、このように訳した。

(2) 本稿は2014年データ保全及び調査権限法(以下、注では「2014年法」という。)の原文(<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2014/27/contents/enacted>)を元に翻訳した。翻訳に当たっては、先行法である2000年調査権限規制法(Regulation of Investigatory Powers Act 2000 c.23以下、注では「2000年法」という。)の翻訳と解説である横山潔「イギリス「調査権限規制法」の成立—情報機関等による通信傍受・通信データの取得等の規制—」『外国の立法』no.214, 2002.11, pp.47-129。(以下、「横山 前掲注(1)」とする。)<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000526_po_21402.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>を参照したが、本稿で訳語を変更した場合、その旨注記した。また、2014年法は2015年対テロリズム及び安全保障法によって第2条第1項が修正されており(詳細は解説III 3(1)参照)、翻訳は当該の修正を反映させたものとした。訳者で言葉を補った部分は[]で表示する。以下、インターネット情報は2015年5月15日現在である。

(3) 「同様の権能」の原語は、“the authority of the same”である。

関連通信データの保全

第1条 安全策に従った上で関連通信データを保全する権限

- (1) 国務大臣は、当該データの保全が、2000年調査権限規制法第22条第2項(a)号から(h)号まで(通信データを取得することのできる目的)⁽⁴⁾の1又は2以上の目的に照らして、必要かつ目的に見合っていると判断した場合には、通知(以下「保全通知」という。)によって、公衆電気通信管理者に、関連通信データの保全を要求することができる。
- (2) 保全通知は、次の各号に掲げるとおりとすることができる。
 - (a) 特定の管理者又は特に記述した管理者に関係するものであること。
 - (b) 全てのデータ又は特に記述したデータの保全を要求すること。
 - (c) データを保全する期間を指定すること。
 - (d) データの保全に関連して、他の要求又は制限を含むこと。
 - (e) 異なる目的に照らして異なる規定を定めること。
 - (f) 通知の行使又は発効の時点で存在し、若しくは存在しないデータに関係するものであること。
- (3) 国務大臣は、関連通信データの保全について、規則によって更なる規定を定めることができる。
- (4) 国務大臣の定める規定は、特に、次の各号に掲げる事項についての規定を含むものとする。
 - (a) 保全通知を行うに当たっての要求
 - (b) 保全通知に基づいてデータを保全することのできる最長期間
 - (c) 保全通知の内容、行使、発効、審査、改正又は廃止
 - (d) この条によって保全されたデータの完全性、安全性、保護、アクセス、開示又は破棄
 - (e) 関連する要求若しくは制限の執行又は遵守監査
 - (f) 関連する要求、制限又は関連する権限に関する実務要綱
 - (g) 公衆電気通信管理者が関連する要求又は制限を遵守する上で発生した支出に対する、国務大臣による(条件付き又は条件なしの)補償
 - (h) 2009年規則の失効及びこの条によるデータの保全への移行
- (5) 第4項(b)号によって定められた最長期間は、該当するデータについて、第3項に基づく規則によって指定された日を起点として12月を超えてはならない。
- (6) この条によって関連通信データを保全する公衆電気通信管理者は、以下の条件に該当しない限りデータを開示してはならない。
 - (a) 次のいずれかの規定にのっとっていること。
 - (i) 2000年調査権限規制法第1章第2節(通信データの獲得及び開示)
 - (ii) 裁判所命令、その他の司法的許可又は令状
 - (b) 第3項に基づく規則に定められていること。
- (7) 国務大臣は、規則によって、2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法第102条に基づく実務要綱によって電気通信役務提供者に保全された通信データに関連して、第4項(d)号から(g)号まで又は第6項によって定められた(若しくは定められることが可能な)

(4) 2000年法第22条の規定では(a)国家の安全、(b)犯罪の予防及び探知、(c)連合王国の経済的繁栄、(d)公共の安全、(e)公衆衛生保護、(f)収税等、(g)心身への危害の阻止又は軽減、(h)その他国務大臣の定めた理由が挙げられている。この規定によって、通信データの保全の根拠が、保全したデータを取得・開示する際の根拠と同じ基準となった。これにより、濫用を防ぐ安全策を講じることができると政府は主張している。

規定に該当する規定を定めることができる。

第2条 第1条：補足

(1) この条及び第1条においては、次に掲げる用語の意味は、当該個所に定めるところによる。

「通信」とは、電気通信サービス及び電気通信システムに関連して適用される限り、2000年調査権限規制法第81条第1項におけるもの⁽⁵⁾と同じ意味を有する⁽⁶⁾。

「通信データ」とは、電気通信サービス及び電気通信システムに関連して適用される限り、2000年調査権限規制法第21条第4項におけるものと同じ意味を有する。

「職務」とは権限及び義務を含む。

「識別子」とは通信の送信を円滑にするために利用される識別子をいう⁽⁷⁾。

「通知」とは書面による通知をいう。

「者」とは組織及び人の団体又は集合体を含む⁽⁸⁾。

「公衆電気通信管理者」とは、次のいずれかの者をいう。

(a) 公衆電気通信システム⁽⁹⁾を管理し、又は提供している者

(b) 公衆電気通信サービス⁽¹⁰⁾を提供している者

「公衆電気通信サービス」及び「公衆電気通信システム」は、2000年調査権限規制法第2条第1項におけるものと同じ意味を有する。

「関連通信データ」とは⁽¹¹⁾、連合王国内で公衆電気通信管理者が該当する電気通信サービスを提供する過程で生み出し、又は処理したものである限りにおいて、次の第(a)号又は第(b)号に掲げるデータをいう。

(a) 2009年規則の附則の中で言及された種類の通信データ⁽¹²⁾

(b) 前掲第(a)号に該当しない関連インターネットデータ

「関連インターネットデータ」とは、以下の各号に掲げる全てに該当する通信データをいう⁽¹³⁾。

(a) インターネットアクセスサービス又はインターネット通信サービス⁽¹⁴⁾に関連していること。

(b) どのIPアドレス又はその他の識別子が通信の送信者又は受信者（者であるか否かは問わない⁽¹⁵⁾。）に属しているかを識別し、又は識別の補助をすることに利用できること。

(5) 郵便物、データ全般、人や物/装置の間で交わされる合図等が含まれる。

(6) この定義は2015年対テロリズム及び安全保障法で加えられた。

(7) 同上

(8) 同上

(9) “public telecommunication system”について、横山 前掲注(1)では、「公的な遠隔通信システム」と訳されていたが、本稿では、「公衆電気通信システム」と訳すこととする。

(10) “public telecommunication service”について、横山 前掲注(1)では、「公的な遠隔通信業務」と訳されていたが、本稿では、「公衆電気通信サービス」と訳すこととする。

(11) 2015年対テロリズム及び安全保障法は「関連通信データ」を修正し、後続する「関連するインターネットデータ」の定義を新規追加している。その意図は特定の時間に特定のIPアドレス等を使用した者を明確に割り出すための通信データを保全させることである。

(12) 具体的には解説の表2で列挙された通信データがこれに該当する。

(13) この定義は2015年対テロリズム及び安全保障法で修正された。

(14) インターネットアクセスサービス (internet access service) 及びインターネット通信サービス (internet communications service) は、法律内でも関連文書の中でも定義されていないが、文脈等から前者が純粋なインターネットのアクセスの提供を意味し、後者がツイッター、スカイプ等のソーシャルメディアを意味するものと思われる。

(15) 通信を行う人間に加え、機器も対象となるという意味である。

(c) 次に掲げるいずれにも該当しないデータであること。

(i) コンピュータのファイル又はプログラムにアクセスし、又は実行することを目的として、インターネットアクセスサービスを通じて通信が送信された先のインターネット通信サービスを識別するのに利用できること⁽¹⁶⁾。

(ii) 公衆電気通信管理者が、通信を送信する者にインターネットアクセスサービスを提供する過程で生み出し、又は処理したものであること。

「関連する権限」とは、第1条第1項から第6項までによって付与されたあらゆる権限をいう。

「関連する要求又は制限」とは、第1条第1項から第6項までによって課せられたあらゆる要求又は制限をいう。

「保全通知」とは、第1条第1項におけるものと同じ意味を有する。

「指定する」とは指定するか、記述することをいう（「指定された」をこの意味にのっとして読解するものとする）。

「電気通信サービス」及び「電気通信システム」は2000年調査権限規制法第2条第1項におけるものと同じ意味を有する。

「電気通信役務提供者」とは、電気通信サービスを提供する者をいう。

「失敗した通話の試み」とは、電話による呼出しが成功したにもかかわらず、返事がなかったか、又はネットワーク事業者の介入があった状況をいう。

「2009年規則」とは2009年データ保全（EC指令）規則（S.I. 2009/859）として知られる規定をいう。

(2) 「関連通信データ」は（定義の範囲内に収まる限りにおいて）、次の第(a)号又は第(b)号に該当する失敗した通話の試みに関する通信データを含むが、不通の通話に関するデータ又は通信内容を明らかにするデータは含まないものとする。

(a) 電話通信データの場合には、連合王国内で保存されているもの。

(b) インターネットデータの場合には、連合王国内でログが取られたもの。

(3) 第1条第3項に基づく規則により、2009年規則の附則で規定された種類の通信データを指定することができ、その場合には、「関連通信データ」の定義において当該種類のデータが規定されたときは、その指定された通信データが規定されたものとする⁽¹⁷⁾。

(4) 前条に基づいて規則を定める権限は、以下の各号に掲げる規定に従うものとする。

(a) 制定法に基づく法的文書 [statutory instrument] によって行使されること。

(b) 次の(i)、(ii)及び(iii)に掲げる権限を含むこと。

(i) (国務大臣を含む) 任意の者に職務（裁量の行使に関与するものを含む）を付与し、又は課すること。

(ii) 補足的、付随的、派生的、過渡的、一時的又は留保の規定を定めること。

(iii) 異なる目的にあわせて異なる規定を定めること。

(c) 実務要綱についての規定に関する限りにおいて、特に2000年調査権限規制法第71条及び第72条の効果（特定の権限と義務に関する実務要綱）に変更を加えること。

(5) 第1条に基づいて定める規則を内容とする制定法に基づく法的文書は、その草案が議

(16) 説明文書で、アクセスしたウェブサイトやインターネット通信サービスを明確に特定する「ウェブ履歴 (web log)」を含まないものとされている。

(17) この規定の趣旨は、2009年規則の附則で規定された通信データは、第1条第3項に基づいて新たに制定される規則の中でも関連通信データとして規定されるということである。

会の両院に提出され、決議によって承認されない限り、定めることができない。

調査権限

第3条 令状を発布しデータを取得するための根拠⁽¹⁸⁾

- (1) 2000年調査権限規制法第5条（国家の安全、重大犯罪の予防又は探知、連合王国の経済的繁栄の保護のために必要かつこれに見合った傍受令状を発布する権限）を第2項に定めるところに従い改正する。
- (2) 第3項(c)（連合王国の経済的繁栄）において、「[連合王国の経済的繁栄を保護] するため」の前⁽¹⁹⁾に「これが国家の安全の利益に関わると国务大臣に思われる [appear] 状況においては、」を挿入する。
- (3) 同法第22条（国家の安全、重大犯罪の予防又は探知、連合王国の経済的繁栄の保護及びその他指定した目的に照らして通信データを取得する権限）を第4項に定めるところに従い改正する。
- (4) 第2項(c)（連合王国の経済的繁栄）において、「[連合王国 [の経済的繁栄を保護するため]]」の前⁽²⁰⁾に「これが国家の安全の利益に関わる限りにおいて、」を挿入する。

第4条 調査権限規制法第1章における域外適用

- (1) 2000年調査権限規制法第1章（通信）を以下のように改正する。
- (2) 第11条⁽²¹⁾第2項（傍受令状の執行）の後に次の条文を挿入する。

「(2A) 連合王国外の国又は領域に居る者に対して（及び連合王国外における行為に関して）、第2項に基づいて、令状の写しを送達することができるものとする。

(2B) 連合王国外の国又は領域に居る者に対する第2項に基づく令状の写しの送達は、（電子的又はその他の送達手段に加えて）次の各号に掲げるいずれかの方法によって行うものとする。

 - (a) 連合王国内にある当該者の主要な事務所、又は当該者がそのような事務所を持たない場合には、当該者がサービス若しくは活動を行う連合王国内の場所へ送達すること。
 - (b) 当該者が、当該者又はその代理人が令状の写しと同様の種類の文書の送達を受け取る場所として、連合王国内の住所を指定した場合には、当該場所へ送達すること。
 - (c) 連合王国内において（当該者又はその代理人にとって）閲覧可能な状態とすること（ただし、次項に従うものとする）。

(18) もともと、経済的繁栄の保護を通信傍受等の要件とするにはこれが国家の安全に関わるものでなければならないという趣旨は、「電子通信部門における個人データの処理とプライバシーの保護に関する2002年7月12日の欧州議会及び理事会の指令（2002/58/EC）」第1条第3項で定められたものである。2000年調査権限規制法第71条に基づく「通信傍受の実務規程」（Interception of Communications Code of Practice）及び「通信データの獲得及び開示実務規程」（Acquisition and Disclosure of Communications Data Code of Practice）はこれを反映しているが、元の法律にはその旨の規定がないため、今回の法改正で盛り込まれることとなった。第1項及び第2項は傍受令状発布について、第3項及び第4項は通信データの獲得及び開示について、それぞれ国家の安全に関わる経済的繁栄の保護を目的として扱うこととなる。

(19) 原文での語順は「後」だが、日本語に即して「前」とした。

(20) 同上

(21) 以下、第2-5項は傍受令状の効果を国外にも広げるための規定である。令状を申請するのは保安局（The Security Service: MI5）、秘密情報部（Secret Intelligence Service: MI6）、政府通信本部（Government Communications Headquarters: GCHQ）の長等である。これらの責任者は発布された令状の名宛人となり、令状の写しを関係機関に送達することで通信傍受の協力を要請することができる。

(2C) 連合王国外の国又は領域に居る者に対する第2項に基づく令状の写しの送達は、次の各号に掲げる全ての条件に合致した場合に限り、第2B項(c)号に掲げる方法で執行することが可能であるものとする。

(a) 他の手段(第2B項(a)、(b)号又はその他で規定されているか否かにかかわらず)で送達を執行することが合理的に実施可能でないこと。

(b) 傍受令状名宛人が、令状の内容及び令状の写しが閲覧可能である事実について、連合王国外の国又は領域に居る者に注意を喚起するため必要と思われる措置を講じること。この号に規定された措置は、令状の写しが閲覧可能となった後、合理的に実施可能な限り速やかに講じるものとする。」

(3) 同条第4項を次のように改正する⁽²²⁾。

「傍受令状の名宛人又はこの者に代わる者が、当該令状の写しを次の各号の1に掲げる者に送達したときは、(第5項に従うことを条件にして)当該令状の名宛人又はこの者に代わる者がこれらの者に通知をしたとおりに、当該令状を執行するための全ての措置を講じないことを、[連合王国内にいるか否かを問わず]これらの者の義務とするものとする⁽²³⁾。

(a) 郵便サービスを提供する者

(b) 公衆電気通信サービスを提供する者

(c) 連合王国の全域又は一部に置かれている電気通信システムの全部又は一部を管理する、前号に該当する者以外の者」

(4) 同条第5項の後に以下の条文を挿入する。

「(5A) 連合王国外の国又は領域に居る者が第4項によって連合王国外の国又は領域で傍受令状を執行する措置を講じる義務を課せられたときは⁽²⁴⁾、第5項の目的に照らして措置を講じることが当該者にとって合理的に実施可能であるか否かを判断するに当たり、(いくつかある事項の中で特に)次の各号に掲げる全てのことを考慮しなければならない。

(a) 当該の国又は領域の法律に基づく、措置を講じることに関連した要求又は制限

(b) 傍受令状が当該の要求又は制限に違反することなく、合理的に執行可能な範囲」

(5) 同条第8項を、「令状を執行するための措置を講じ、第4条に基づく人の義務は、[連合王国外の国又は領域に居る者の場合においても、] 国務大臣による差止命令を求める民事手続、1988年民事上級裁判所法(1988 c.36)第45条に基づく制定法上の義務の特別執行を求める民事手続、又はその他の適切な救済を求める民事手続によって強制することができるものとする⁽²⁵⁾。」に改正する⁽²⁶⁾。

(6) 第12条(傍受能力の維持)⁽²⁷⁾において、第3項の後に次の条文を挿入する。

(22) 原文は[]内の部分を元の条文に挿入するという内容だが、分かり易さのためこの部分を含めて第4項全体を訳出した。

(23) (a)から(c)に該当する者が、この規定により令状執行に協力する義務を課されることとなる。

(24) ここでは名宛人等を通じて令状を送達された郵便、通信関係者が主体となる。

(25) 令状の執行に強制力を持たせる規定を国外に広げる規定である。1988年法第45条は、略式の申立てに基づいて犯罪で失った財産の回復、法的義務の執行等を命じる裁判所の権限を定めている。

(26) 原文は[]内の部分を元の条文に挿入するという内容だが、分かり易さのためこの部分を含めて第8項全体を訳出した。

(27) 以下、第6項及び第7項は、郵便、遠隔通信関係者に傍受を行うのに必要な体制を整えることを義務付ける通知に、国外においても効力を持たせるための規定である。2000年法第12条は、国務大臣が傍受を令状によって指示された関係者に通知を送ることで、傍受に必要な負担を負わせることを可能とする規定を定めており、以下の規定により国外にも同様の措置を広げられることとなる。

「(3A) 連合王国外の国又は領域に居る者に対して、この条に基づく命令にのっとりて負担を課し、この条の第2項に基づいて通知を行うことができるものとする（同様に連合王国外における行為に関しても負担を課し、通知を行うことができる）。

(3B) 第2項に基づく通知が連合王国外の国又は領域に居る者に対して行われる場合には、当該通知は（電子的又はその他の通知を行うための手段に加えて）次の各号に掲げるいずれかの手段で行うことができる。

(a) 連合王国内にある当該者の主要な事務所、又は当該者がそのような事務所を持たない場合には、当該者がサービス若しくは活動を行う連合王国内の場所に配達すること。

(b) 当該者が、当該者又はその代理人が令状として規定した種類の文書の送達を受け取る場所として、連合王国内の住所を指定した場合には、当該の場所に配達すること。」

(7) 同条第7項を次のように改正する⁽²⁸⁾。

「[(a) 連合王国外の国又は領域に居る者の場合においても] 当該通知を遵守することを、第2項に基づいて通知を受けた者の義務とするものとし、かつ、当該義務は、国務大臣による差止命令を求める民事手続、1988年民事上級裁判所法（1988 c.36）第45条に基づく制定法上の義務の特別執行を求める民事手続、又はその他の適切な救済を求める民事手続によって [(b) 連合王国外の国又は領域に居る者の場合においても] 強制することができるものとする。」

(8) 第22条（通信データの取得及び開示）⁽²⁹⁾ 第5項の後に以下の条文を挿入する。

「(5A) 第3項若しくは第3B項に基づく許可⁽³⁰⁾又は第4項に基づく通知⁽³¹⁾により課される要求は、連合王国外における行為に関係付けることができる（同様に連合王国外の国又は領域に居る者に通知を行うことができる）。

(5B) 第4項に基づく通知が連合王国外の国又は領域に居る者に行われた時、通知は（電子的又はその他の通知を行うための手段に加えて）次の各号に掲げるいずれかの方法によって行うものとする。

(a) 連合王国内にある当該者の主要な事務所、又は当該者がそのような事務所を持たない場合には、当該者がサービス若しくは活動を行う連合王国内の場所に配達すること。

(b) 当該者が、当該者若しくはその代理人が令状として規定した種類の文書の送達を受け取る場所として、連合王国内の住所を指定した場合には、当該の場所に配達すること。

(c) 通知を行う者が適切と考える手段によって、通知によって課された要求を当該者に通知すること（第23A条が適用する通知を例外として、口頭で通知することを含む）。」

(28) 原文ではこの項は(a)号と(b)号に分かれ、それぞれ2000年法第12条第7項にそれぞれ(a)、(b)を挿入するという内容となっている。ここでは分かり易さのためこの部分を含めて第7項全体を訳出した。

(29) 以下、第8項及び第10項は、関連する通信業者等に対して通信データの獲得と開示を求める2000年法第22条の規定を国外に拡大する。基本的には、国務大臣が命令によって指定した、特定の官職を有する者がこうした要求を行うことができる。

(30) 国務大臣によって権限の付与を指定された官職の者が同機関の者に与えた、当該の権限を行使する許可である。

(31) 国務大臣によって権限の付与を指定された官職の者による、関連する通信業者等に対する通信データ獲得及び開示を求める通知である。

- (9) 同条第6項を、「第4項に基づいて郵便又は電気通信の管理者へ行った通知の要求を遵守することを、[連合王国内に居るか否かにかかわらず] 当該管理者の義務とするものとする。」に改正する⁽³²⁾。
- (10) 同条第8項を、「第6項によって課せられる義務は、[連合王国外の国又は領域に居る者を含めて] 国務大臣による差止命令を求める民事手続、1988年民事上級裁判所法(1988 c.36) 第45条に基づく制定法上の義務の特別執行を求める民事手続又はその他の適切な救済を求める民事手続によって強制することができるものとする。」に改正する⁽³³⁾。

第5条 「電気通信サービス」の定義

2000年調査権規制法第2条第8項の後に次の条文を挿入する。

「(8A) 第1項における「電気通信サービス (telecommunications service)」を定義する上で、
[「電気通信システムへのアクセスの提供又は当該システムの利用のための便宜の提供を含むサービス [」]⁽³⁴⁾とは、当該システムによって送信される通信又はその他送信されるものの創造、管理又は保存のための便宜の提供によって成立するか、又はそれを含むものとする⁽³⁵⁾。」

第6条 通信傍受委員による半年ごとの報告

- (1) 2000年調査権規制法第58条(通信傍受委員による報告)を以下のように改正する⁽³⁶⁾。
- (2) 同条第4項(年報)を、「各暦年の終了後[及び各暦年の終わりを起点とした6月の終了後]、実施可能な限り速やかに、通信傍受委員は、自己の職務の執行について首相へ報告するものとする。」に改正する⁽³⁷⁾。
- (3) 同条第6項(年報を議会に提出する義務)を、「首相は、第4項に基づいて通信傍受委員が作成した全ての年報[及び半年報]の写しを、ある事項が第7項を遵守して当該写しから排除されたか否かに関する表明と併せて、議会の各院に提出するものとする。」に改正する⁽³⁸⁾。
- (4) 同条第6A項⁽³⁹⁾(年報をスコットランドの第一大臣に提出する義務)を、「首相は、第

(32) 原文は[]内の部分を元の条文に挿入するという内容だが、分かり易さのためこの部分を含めて2000年法第22条第6項全体を訳出した。

(33) 原文は[]内の部分を元の条文に挿入するという内容だが、分かり易さのためこの部分を含めて2000年法第22条第8項全体を訳出した。

(34) 「」内が2000年法における「(公的な)遠隔通信業務」(public telecommunications service)の定義である。

(35) 法律の説明文書は、この改正をウェブメール等の新しいインターネットサービスに2000年法を適用するための措置であるとしている。上下両院合同の情報・安全保障委員会が2013年に発表した報告書「諜報・情報機関による通信データへのアクセス」は、固定回線又は携帯電話のインフラを管理する事業者とインターネットサービス(ツイッターやフェイスブック)提供事業者とは異なっており、前者は別事業者とデータのやり取りをしているだけで、その記録をほとんど保存していないことを指摘している。これらのことから、この規定は後者のようなソーシャルメディアを電気通信役務提供者と位置付け、通信傍受や通信データの取得と開示等を要求する筋道をつけることが目的であるとも想定できる。Intelligence and Security Committee, *Access to communications data by the intelligence and security Agencies*, February 2013, p.11. (https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/225120/isc-access-communications.pdf)

(36) 以下の規定は、首相が通信傍受運用の適切性を監視するため任命した情報傍受委員に課せられた1年に1回の報告義務を半年に1回に増やすためのものである。

(37) 原文は[]内の部分を元の条文に挿入するという内容だが、分かり易さのためこの部分を含めて第4項全体を訳出した。

(38) 原文は[]内の部分を元の条文に挿入するという内容だが、分かり易さのためこの部分を含めて第6項全体を訳出した。

(39) この項は、スコットランドの分権に伴い2000年に加えられたもので、横山 前掲注(1)にある2000年法全訳には含まれない。

4項に基づいて通信傍受委員が作成し、第6項に基づいて自分が議会の各院に提出した全ての年報〔及び半年報〕の写しを、第6項で言及された表明と併せてスコットランドの第一大臣に送付し、第一大臣は速やかに当該報告書及び表明の写しをスコットランド議会に提出するものとする。」に改正する⁽⁴⁰⁾。

- (5) 同条第7項（年報から報告事項を除外する権限）を次のように改正する⁽⁴¹⁾。
 「首相が通信傍受委員と協議した後、年報〔又は半年報〕中のある事項の公表が公共の利益に反するか、又は次の各号の1に不利益であると認めたときは、首相は、議会の各院に提出された報告の写しから当該事項を排除することができる。
- (a) 国家の安全
 - (b) 重大犯罪の予防又は探知
 - (c) 連合王国の経済的繁栄
 - (d) 公的機関の活動に、通信傍受委員による審査に服する活動が含まれる場合における、当該機関の職務の執行の継続

第7条 調査権限及びその規制の審査

- (1) 国務大臣は調査権限の運用と規制を審査するため、テロリズム法制の独立審査官を任命しなければならない。
- (2) 独立審査官は、特に次のことを考慮しなければならない。
- (a) 連合王国に対する現在及び将来の脅威
 - (b) (a)号に掲げた脅威に対処するために必要な能力
 - (c) プライバシー保護のための安全策
 - (d) 技術の変化がもたらす課題
 - (e) 透明性及び監督に関する問題
 - (f) 現行法制の実効性（目的に見合っているか否かを含む）並びに新法導入及び法改正の根拠
- (3) 独立審査官は合理的に実施可能な限り速やかに、2015年5月1日までに審査を終えなければならない。
- (4) 独立審査官は審査を終えた後、合理的に実施可能な限り速やかに、首相に審査の報告を送付しなければならない。
- (5) 第4項に基づく報告を受理した首相は、この写しを、ある事項が第6項を遵守して当該写しから排除されたか否かに関する表明と併せて、議会に提出するものとする。
- (6) 首相が第4項に基づく報告中のある事項の公表が公共の利益に反するか、国家の安全に不利益であると認めたときは、首相は、議会に提出された報告の写しから当該事項を排除することができる。
- (7) 国務大臣は独立審査官に次の支払を行うことができるものとする。
- (a) この条に基づく独立審査官の職務遂行に当たって生じた支出
 - (b) 国務大臣が決定する手当
- (8) この条において、「テロリズム法制の独立審査官」とは2006年テロリズム法第36条

(40) 原文は〔 〕内の部分を元の条文に挿入するという内容だが、分かり易さのためこの部分を含めて第6A項全体を訳出した。

(41) 原文は〔 〕内の部分を元の条文に挿入するという内容だが、分かり易さのためこの部分を含めて第7項全体を訳出した。

第1項に基づいて任命された者⁽⁴²⁾をいう（「独立審査官」もこれにのっとって解釈するものとする）。

最終規定

第8条 施行、適用期間、適用範囲及び簡略題名

- (1) 第2項に従った上で、この法律は成立した日に施行される。
- (2) 第1条第6項は、国務大臣が制定法に基づく法的文書により定めた命令によって指定した日に施行される。
- (3) 第1条から第7条まで（及び第3条から第6条までによって2000年調査権限規制法に挿入された規定）は、2016年12月31日に廃止される。
- (4) この法律はイングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドに適用される。
- (5) この法律は、2014年データ保全及び調査権限法として呼称される。

（おかひさ けい）

(42) 2006年テロリズム法第1部はテロリズムの奨励、刊行物の頒布、訓練等を新たに犯罪化する規定を盛り込んでおり、国務大臣が任命した者がこれらの規定の運用を審査し、年に1回報告書を提出することとなっている。岡久慶「英国2006年テロリズム法—「邪悪な思想」との闘い—」『外国の立法』no.228, 2006.5, p.108. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000364_po_022806.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> ただし、テロリズム関連法の独立審査は1970年代から存在した。現在審査を担当するのは王立顧問弁護士のデビッド・アンダーソン氏である。 <<https://terrorismlegislationreviewer.independent.gov.uk/>>